

社会福祉法人 借生会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(平成 29 年 1 月 1 日規則第 48 号)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人借生会（以下、「法人」という）の役員等の報酬、費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等に報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、費用弁償として 1 回につき 5,000 円を支給する。

2 役員等が職務のため旅行した時は、その旅行の費用弁償として、社会福祉法人借生会旅費規則（昭和 55 年 6 月 1 日規則第 3 号）に定める費用を支給する。

附則 この規則は平成 29 年 1 月 1 日より施行する。